

湾外避難等の実効性確保に係る法的措置のあり方

現状の対策

◆ 重要施設周辺海域（全国45箇所）における錨泊制限等

- I 監視・指導強化海域・・・レーダー、AIS、カメラ等による監視体制強化及び無線等による注意喚起
- II 重点指導海域…………… Iに加えて、強力な指導を行う海域を設定して巡視艇による直接指導などにより、重点的に警戒する体制を確保
- III 規制海域…………… 港内にある施設：港則法に基づく錨泊自粛勧告等を実施
関空周辺：海交法に基づく航行制限（告示）及び指導により対応

◆ 港外避難勧告の運用の改善、湾外避難の推奨

- ・ 港外避難勧告（港則法）の早期発出体制の構築
- ・ 湾外避難の推奨（行政指導）

◆ 海域の監視・情報提供体制の強化

- ・ 監視カメラの設置（羽田、中部、関西、神戸空港運用開始）（順次拡大）
- ・ 全海上交通センターのWebサイトにおいて錨泊船情報を提供（R2.3月～）

課題、今後の取組み

◆ 課題

- ・ 海上交通安全法の適用海域においては、異常な気象・海象が予想される場合等に十分対応するための法律上の規定がない

◆ 今後の取組み

- ・ 海上交通安全法の海域における法的措置の充実
 - ✓ 異常な気象・海象が予想される場合等における湾外避難や湾内等に所在する重要施設周辺海域における船舶の錨泊制限の実効性の確保
 - ✓ 重要施設周辺海域等における、錨泊船舶・航行船舶への情報提供の実施等、船舶の安全な錨泊・航行を援助するための措置の充実
 - ✓ 船舶交通の障害発生時に危険が及ぶおそれのある全ての船舶を対象とした効果的な交通制限の実施

◆ 課題

- ・ レーダー監視できる海域が限られている

◆ 今後の取組み

- ・ レーダーの新設等による海域監視体制の強化
 - ✓ 大阪湾北部海域の監視体制の強化
 - ✓ 走錨早期警戒システムの開発・導入

◆ 走錨事故防止ガイドラインの作成 …… 作成配布、海の事故ゼロキャンペーン等を活用した周知・啓発

◆ 民間事業者による自主的な取組み …… 船舶側や運航管理者側への講習会の実施

◆ 施設を防護するための対策（防衝工、AIS信号所の設置等） …… 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の改正（R2.6.15施行）

◆ 適切な錨地・錨泊方法の選定に関する支援 …… 令和2年度システム開発に着手

（今後も継続して実施）

湾外避難・湾内の錨泊制限等の勧告・命令に関する法制度の創設

【課題】港則法（港内）には異常な気象・海象が予想される場合等の勧告・命令制度があるが、海上交通安全法（湾内等）にはない

台風等の異常な気象・海象が予想される場合等における船舶の湾外避難や湾内等に所在する重要施設周辺海域における船舶の錨泊制限等の実効性を確保し、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため

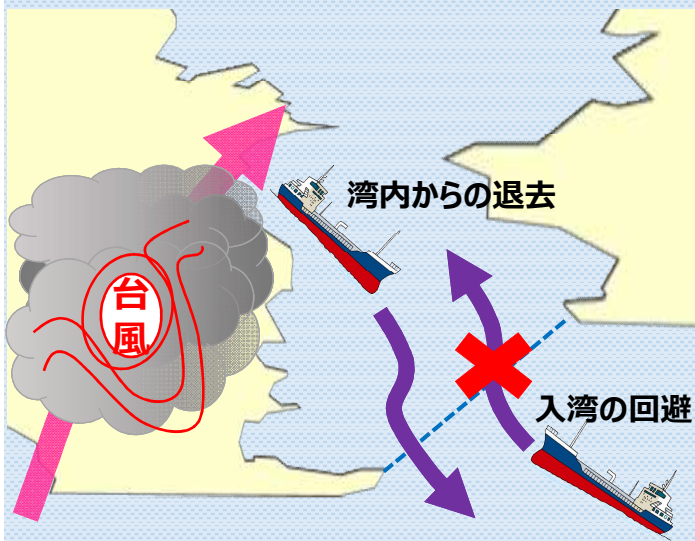
➡「湾外避難・湾内の錨泊制限等の勧告・命令に関する法制度」を創設してはどうか

【制度のイメージ】

異常な気象・海象が予想される場合等の勧告（対象船舶を明示）

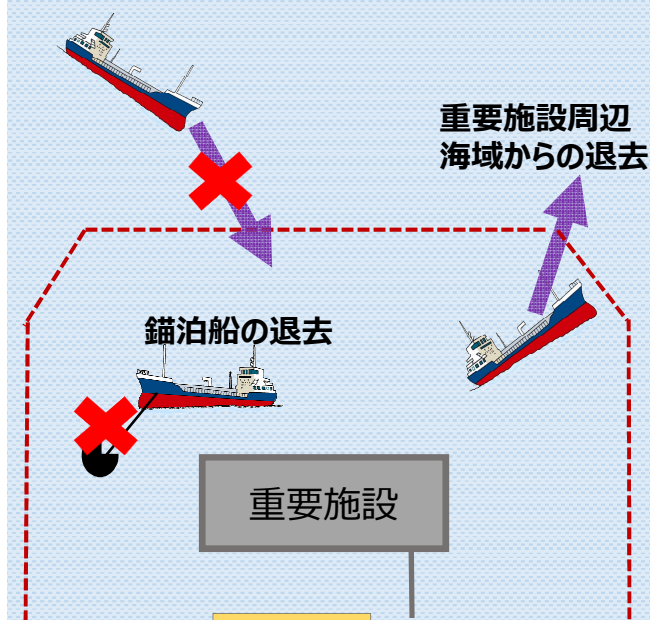
①湾外避難

特に勢力の大きな台風の直撃が予想される等の場合に、大型船等の一定の船舶に対し、湾内からの退去や入湾の回避を勧告



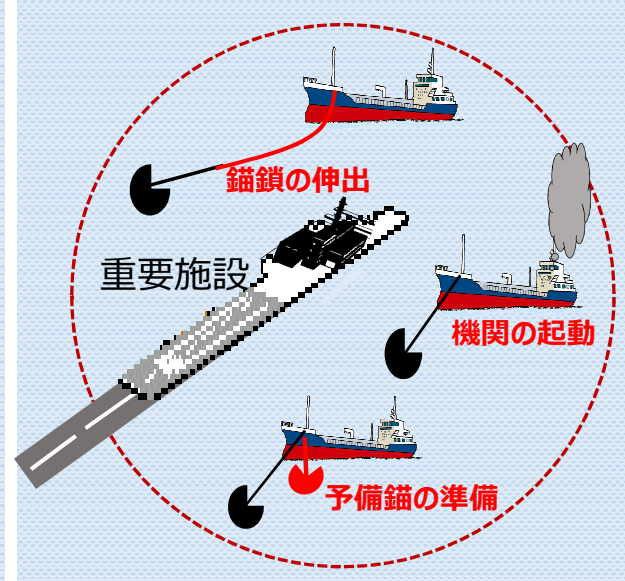
②重要施設周辺海域における措置

重要施設周辺海域への入域回避



③走錨対策の強化

錨鎖の伸出、機関の起動、予備錨の準備等走錨対策の強化を勧告



命令

勧告に従わないなど、必要な場合には、当該個別船舶に対し重要施設周辺海域等からの退去等を命令

船舶の安全な錨泊・航行の援助に関する法制度の創設

【課題】航路及び航路周辺海域における航行援助の制度はあるが、他の海域にはなく、また錨泊船舶にも適用されない

荒天時の走錨等に起因する事故の防止対策を実施している海域において、台風等の来襲時に、海上交通センターが錨泊船及び航行船舶の動静監視を行い、船舶の走錨のおそれや他船・施設等への接近などを注意喚起し、走錨船舶による衝突事故を防止するため

➡ 「船舶の安全な錨泊・航行の援助に関する法制度」を創設してはどうか

【制度のイメージ】

- ① 海上交通センターが、船舶の走錨のおそれなど事故防止に資する情報を個別の錨泊船舶及び航行船舶へ提供
- ② 海上交通センターが、船舶同士の異常な接近や船舶の障害物への接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告
- ③ ②の危険の回避の勧告を受けた船舶に、講じた措置の報告を要請
- ④ 一定の海域において錨泊、航行する船舶に対し、①の情報聴取を義務化

海上交通センター

情報：錨泊位置が移動しています。注意してください！

勧告：後方の船舶に接近しています。衝突を回避してください！

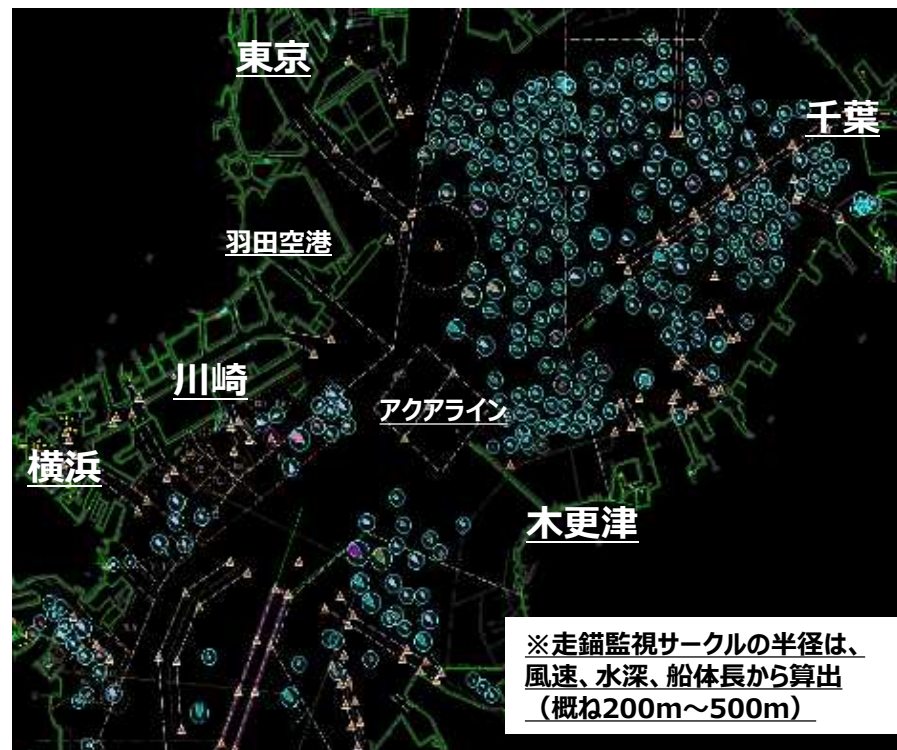
情報：付近船舶が走錨している可能性があります。注意してください！

情報聴取義務海域の設定

重要施設

走錨対策強化海域
(機関や予備錨の準備等の走錨対策を強化)

令和元年台風19号接近時の走錨監視状況（東京湾）
(10/12 15:00)



船舶交通の障害発生時の交通制限に関する法制度の改善

【課題】海上交通安全法の交通制限は、「航行」のみに限られており、「錨泊」「停留」を制限できない

湾内等のふくそう海域において、船舶の沈没等船舶交通の障害が発生した場合において、錨泊船舶等も含め危険が及ぶ可能性のある全ての船舶に対し、効果的な交通制限を行い、船舶交通の安全を確保するため

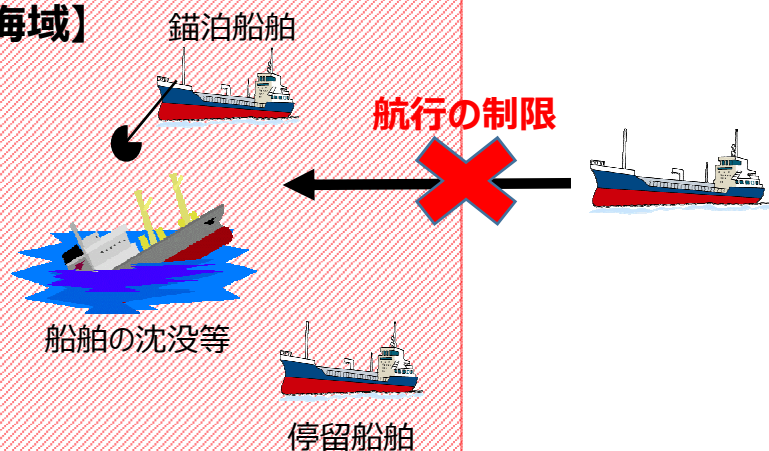
➡ 「船舶交通の障害発生時の交通制限に関する法制度の改善」をしてはどうか

【制度改正のイメージ】

現 状

既に錨泊・停留している船舶については、海交法上規制できない。

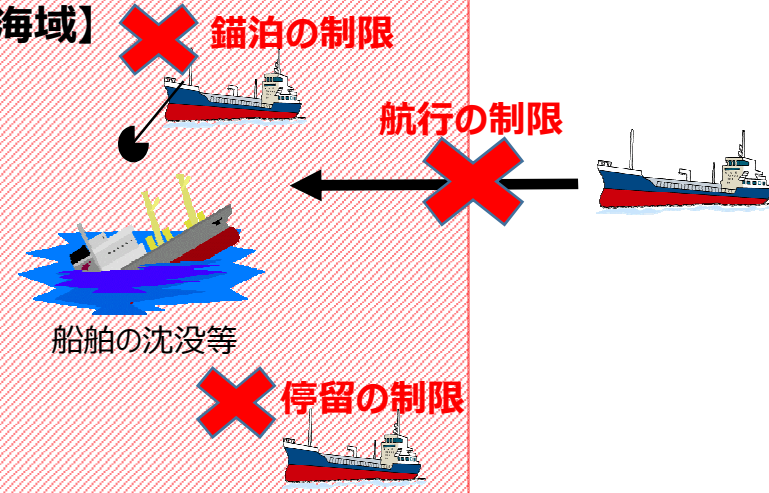
【制限海域】



改 正 後

航行のみならず、制限海域内での錨泊・停留も確実に規制できる。

【制限海域】



【参考】 ※港内（港則法）では、船舶交通全般（航行、錨泊、停留、停泊）の制限が可能

※従来の、台風の接近等に伴う航行制限（関西国際空港周辺海域）については、新制度（湾外避難・湾内の錨泊制限等の勧告・命令（P.2））に移行